

# 共創型サービスIT連携支援事業の二次公募における新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

項目	一次公募	二次公募
補助の対象となるITベンダの定義 (公募要領P.8)	<p>補助の対象となるITベンダは、本事業で連携対象とするITツールの設計・開発に係る許諾及び本事業で構築したITツールの著作権を有する事業者であることを条件とする。ただし、単独のITベンダが上記の条件を全て満たさない場合であっても、コンソーシアム内のITベンダのいずれかがその条件を満たしていればよいものとする。</p>	<p>補助の対象となるITベンダは、本事業で連携対象とするITツールの設計・開発に係る許諾及び本事業で構築したITツールの著作権を有する事業者であることを条件とする。なお、単独のITベンダが上記の条件を全て満たさない場合であっても、コンソーシアム内のITベンダのいずれかがその条件を満たしていればよいものとする。<u>ただし、API連携等を用い、連携先のITツールのITベンダがコンソーシアムに参加せずとも連携機能を構築でき、かつ想定している連携先において利用可能である場合は、上記の限りではない。</u></p>
申請要件 (ウ) (公募要領P.8～9)	<p>カスタム開発された既存のITツールを連携機能構築等の対象とする場合は補助率の引き下げ等を行う</p> <p>補助事業期間中に連携機能構築等を実施したITツールの受入テスト完了まで至らない計画は認められない。</p> <p>ファイル出力及びその取り込みによる連携や、RPA・ミドルウェア等を介した連携など、自動化や汎用化が促進されないと判断される計画は補助率の引き下げ等が行われる場合があるため留意すること。</p>	<p>カスタム開発された既存のITツールを連携機能構築等の対象とする場合は<u>審査における減点等を行う</u></p> <p>補助事業期間中に連携機能構築等を実施したITツールの受入テスト完了まで至らない計画は認められない。<u>(ただし、補助事業期間中に受入テストまで完了しなかった場合であっても、計画の変更に対して事務局の承認を得られた場合は、開発の完了まで至ることを条件として実施分に対してのみ補助の対象となる)</u></p> <p>ファイル出力及びその取り込みによる連携や、RPA等を介した連携など、自動化や汎用化が促進されないと判断される計画は<u>審査における減点等が行われる場合があるため留意すること。</u></p>